

## 埼玉県高等学校等奨学生の貸与に関する規則

### (専修学校の高等課程)

第一条 埼玉県高等学校等奨学生貸与条例(平成十四年埼玉県条例第四十一号。以下「条例」という。)第一条の規定により別に定める専修学校の高等課程は、職業に必要な技術の教授を目的とする修業年限二年以上の高等課程で、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国语、音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であつて、その授業が年一二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

### (貸与の申請)

第二条 条例の規定により奨学生の貸与を受けようとする者(第四条及び第五条において「申請者」という。)は、連帯保証人一人を立て、様式第一号の奨学生貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、埼玉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

- 一 様式第一号の家族状況調査
- 二 様式第三号の推薦調査
- 三 収入を証明する書類
- 四 その他教育長が必要と認める書類

### (貸与の予約等)

第三条 中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の中等部を含む。)に在学する者で、翌年度に高等学校等に在学することとなつたときに奨学生の貸与を受けようとするもの(次項において「予約申請者」という。)は、様式第四号の奨学生貸与予約申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、奨学生の貸与の予約の可否を決定したときは、その旨を予約申請者に書面により通知するものとする。
- 3 前項の規定により奨学生の貸与の予約の決定の通知を受けた者(次条及び第五条において「予約奨学生」という。)は、高等学校等に進学したときは、連帯保証人一人を立て、様式第五号の奨学生貸与申請書兼進学届にその事実を証明する書類その他教育長が必要と認める書類を添えて、速やかに教育長に提出しなければならない。

### (連帯保証人)

第四条 第一条及び前条第三項の連帯保証人は、保証能力を有する者であり、かつ、そのうち少なくとも一人は、当該申請者又は予約奨学生と別世帯で独立の生計を営む成年者でなければならない。

### (貸与の決定の通知)

第五条 教育長は、奨学生の貸与の可否を決定したときは、その旨を当該申請者又は予約奨学生に書面により通知するものとする。

(保証書の提出)

第六条 前条の規定により貸与の決定の通知を受けた者は、様式第六号の保証書を速やかに教育長に提出しなければならない。ただし、前年度と同一の高等学校等に在学し、引き続き貸与の決定の通知を受けた者については、この限りでない。

(交付の方法)

第七条 奨学生は、四月分から六月分まで、七月分から九月分まで、十月分から十一月分まで及び一月分から三月分までの四期に分けて奨学生の貸与の決定を受けた者に交付する。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(異動届等)

第八条 奨学生の貸与の決定を受けた者は、貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類に連帯保証人と連署の上、速やかに教育長に届け出なければならない。

- 一 退学、転学、休学若しくは復学をしたとき又は退学処分若しくは停学処分を受けたとき 様式第七号の異動届
- 二 家族状況調査の記載事項に係る事実に重大な変更があつたとき 様式第八号の家族状況変更届
- 三 奨学生の貸与を辞退するとき 様式第九号の辞退届

(保証書の記載事項の変更及び死亡の届出)

第九条 奨学生の貸与の決定を受けた者は、奨学生の返還（条例第十条の規定により延滞利息を支払わなければならぬ場合にあつては、当該延滞利息の支払を含む。）を終了するまでの間に保証書の記載事項に変更があつたときは、様式第十号の保証書記載事項変更届に連帯保証人と連署の上、速やかに教育長に届け出なければならない。

2 奨学生の貸与の決定を受けた者が、前項に規定する期間中に死亡したときは、連帯保証人は、様式第十一号の死亡届にその事実を証明する書類添えて、速やかに教育長に届け出なければならない。

(交付の停止等)

第十条 教育長は、奨学生の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第六条第三号の規定により奨学生の交付を停止するものとする。

- 一 休学したとき。
- 二 長期にわたり欠席したとき。
- 三 正当な理由がなく、この規則の規定による届出をしなかつたとき。

2 教育長は、条例第六条の規定により奨学生の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止したときは、その旨を奨学生の交付を受けた者に書面により通知するもの

とする。

- 3 教育長は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が条例第六条各号のいずれかに該当する場合においては、その報告を学校長に求めることができる。

(借用証書の提出)

- 第十二条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、奨学金の貸与が終了したときは、連帯保証人と連署した様式第十二号の借用証書を、速やかに教育長に提出しなければならない。

(返還の期間等)

- 第十三条 奨学金の貸与を受けた者は、高等学校等に在学しなくなつた月の翌月から起算して六月を経過した後十二年以内に奨学金を返還するものとする。

- 2 奨学金の一年当たりの返還額は、特別な事情がある場合を除き、別表の上段に掲げる貸与を受けた奨学金の総額の区分に応じ、同表の下段に掲げる奨学金の一年当たりの返還額を下回つてはならない。

(返還債務の履行猶予又は免除の申請等)

- 第十四条 条例第八条の規定による奨学金の返還債務の履行猶予又は条例第九条の規定による奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第十三号の奨学金返還猶予(免除)申請書に履行猶予又は免除を受けようとする事由を証明する書類添えて、教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、奨学金の返還債務の履行猶予又は免除の可否を決定したときは、その旨を前項の規定により奨学金返還猶予(免除)申請書を提出した者に書面により通知するものとする。

- 3 条例第八条の規定により返還債務の履行猶予を受けている者は、その事由がやんだときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。

(委任)

- 第十五条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年四月一日教育委員会規則第一一十三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年八月五日教育委員会規則第一一十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年 月 日教育委員会規則第 号)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行前に廃止前の私立高等学校等に在学している生徒に係る埼玉県高等学校等奨学金の貸与に関する規則(平成十四年埼玉県規則第四十五号)の規

定によりした処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の埼玉県高等学校等奨学金の貸与に関する規則の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

別表（第十二条関係）

貸与を受けた奨学金の総額	一年当たりの返還額
二十万円以下のもの	三万円
二十万円を超えて四十万円以下のもの	四万円
四十万円を超えて五十万円以下のもの	五万円
五十万円を超えて六十万円以下のもの	六万円
六十万円を超えて七十万円以下のもの	七万円
七十万円を超えて八十万円以下のもの	八万円
八十万円を超えて百万円以下のもの	九万円
百万円を超えるもの	貸与を受けた奨学金の総額の十二分の一に相当する額